

～重度の障がいがある方へ～ 自動車改造助成のご案内



就職や通勤など、社会参加を目的とする方への助成金です

相談日 年 月 日 様

【助成金額】

操行装置、駆動装置等の改造に要した費用 **上限10万円**

※1台につき1回の助成です。
※助成枠に限りがあります。

【対象となる方と助成の条件】

- 1 障がい者手帳をもっている
(上肢機能障がい、下肢機能障がい、体幹機能障がいの1級又は2級)
- 2 八代市の住民基本台帳に記載されている
- 3 社会参加や就労が目的である
- 4 自動車の所有が本人である
- 5 自動車の改造前である
- 6 改造箇所が操行装置、駆動装置等の一部である
- 7 過去5年間にこの助成金を受けたことがない
- 8 前年の所得が特別障害者手当の所得額を超えていない(本人、配偶者及び扶養義務者)
(本人の収入額目安: 525万円～)

事前相談

- ・要件の確認
- ・必要書類などの説明

申請

- ・本庁障がい者支援課・各支所地域振興課窓口で交付申請
- ・障がい者手帳
- ・運転免許証の写し
- ・車検証の写し
- ・改造経費の見積書
- ・改造箇所の改造前の写真
- ・世帯全員の所得証明書(転入の場合のみ)

交付決定後、
改造

- ・審査後、市から交付決定通知
- ・改造実施
- ・【注意】申請年度内に改造ができない場合は、助成できません。

請求書
等提出

- ・市へ助成金の請求書・完了報告書提出
- ・申請期限: 改造完了日から30日以内または3月31日のいずれか早い日まで
- ・改造にかかる領収書
- ・改造箇所の改造後の写真
- ・本人名義の通帳
- ・印鑑
- ・【注意】提出時に八代市の住民基本台帳に記載されていない場合は、助成できません。

支払

- ・約1カ月後、ご指定の口座に振り込み

障がい者支援課

電話 0965-33-5110

FAX 0965-33-8983

メール syofuku@city.yatsushiro.lg.jp